



# 三重県公報

平成28年6月7日（火）

第 2807 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
392	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
393	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
394	同件	( 同 )	2
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	3
	同件	( 同 )	3
	同件	( 同 )	4
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	4
	同件	( 同 )	5
	同件	( 同 )	5
	同件	( 同 )	7
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水産資源課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	9

告 示
-----

**三重県告示第 392 号**

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
13	映画	エロ風俗 やらせてむさぼる女たち	新東宝映画	平成 28 年 6 月 7 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。

**三重県告示第 393 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ津店

津市柳山津興 3309 番地

## 2 津市から聴取した意見

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 県道からの来客車両の出入りは、左折イン・左折アウトを基本とすること。

イ 駐車場出口手前に停止線及び安全を呼びかける看板を設置すること。

ウ 県道南方からの車両については、信号を右折した上で、南側出入口から入るよう誘導すること。

## (2) 騒音の発生に係る事項

ア 夜間の自動車利用者、たむろする若者等による騒音が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合には速やかに対応すること。

イ 騒音・振動について、騒音規制法第 2 条及び振動規制法第 2 条に規定する特定施設並びに三重県生活環境の保全に関する条例第 2 条に規定する指定施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。

## (3) 廃棄物に係る事項

夜間の自動車利用者、たむろする若者等によるごみ問題等が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合には速やかに対応すること。

## (4) その他事項

（仮称）ケーズデンキ津店の場所に関しては、育生小学校及び橋南中学校の校区となっており、通学する児童生徒の通学路付近であり、工事の施工の際には、児童生徒の通学路を工事車両等が通行すると思われるため、交通誘導員を配置する等、通学時（登下校時）の交通安全対策について配慮すること。

## 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 6 月 7 日から同年 7 月 7 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 394 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する

者の名称及び住所並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名の変更) に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パロー桑名東ショッピングセンター  
桑名市大字桑名字太一丸 687 番 1 ほか 18 筆
- 2 桑名市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 28 年 6 月 7 日から同年 7 月 7 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 7 月 26 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成 28 年 5 月 11 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 遊休農地活性化楽農倶楽部
  - (2) 代表者の氏名  
菅瀬 博文
  - (3) 主たる事務所の所在地  
四日市市三重六丁目 23 番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、遊休農地の耕作に関する事業を行い、農業を活性化させるとともに、地元産の農産物を市民に提供し、地産地消を推進し、加えて市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 7 月 26 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成 28 年 5 月 21 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 あいあい
- (2) 代表者の氏名  
湯浅 しおり
- (3) 主たる事務所の所在地  
尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や生活に関する事業と体力向上・健康の維持増進を図るための事業を行い、もって全ての人がいつまでも自分らしく誇りと尊厳をもちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進と健康的なまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 7 月 27 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成 28 年 5 月 18 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション伊賀
- (2) 代表者の氏名  
山崎 善一
- (3) 主たる事務所の所在地  
伊賀市中友生 1240 番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者がノーマライゼーション（地域で普通に）の理念に基づき、誰もが自分らしく、地域で普通に暮らせる近道のひとつとして、障がい者に関する情報収集と提供を行い、三重県内を活動の拠点として、福祉や医療に関するあらゆる情報を相互交信することで、一人でも多くの障がい者が社会参加の機会と可能性を創出することを目的とする。加えて当事者団体・関係諸団体および行政等とも連携し、障害者総合支援法に基づく自律訓練、就労継続支援 B 型事業の運営及び管理を行い、障害を持っていても自己の能力を発揮し、社会参加し社会貢献できることを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

高郷井土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市高茶屋二丁目 44 番 30 号  
 // 雲出島貫町 134 番地  
 // 高茶屋二丁目 40 番 28 号  
 // // 小森町 1233 番地  
 // // 一丁目 17 番 8 号  
 // // 四丁目 38 番 20 号  
 // 藤方 423 番地  
 // // 1120 番地

門 口 信 男  
 花 井 美 博  
 井 上 重 徳  
 北 山 幹 雄  
 山 本 孝 昭  
 佐 藤 研 一  
 山 口 孝 三  
 小 堀 一 成

津市藤方 1149 番地	松下 和夫
〃 垂水 847 番地	市川 静男
退任監事	
津市藤方 391 番地 1	山脇 英一
〃 高茶屋小森町 917 番地	堤 武和
就任理事	
津市高茶屋二丁目 44 番 30 号	門口 信男
〃 高茶屋四丁目 38 番 20 号	佐藤 研一
〃 高茶屋二丁目 40 番 28 号	井上 重徳
〃 高茶屋一丁目 32 番 9 号	奥山 五平
〃 高茶屋一丁目 17 番 8 号	山本 孝昭
〃 雲出島貫町 134 番地	花井 美博
〃 藤方 423 番地	山口 孝三
〃 〃 1149 番地	松下 和夫
〃 〃 1120 番地	小堀 一成
〃 〃 391 番地 1	山脇 英一
就任監事	
津市高茶屋小森町 917 番地	堤 武和
〃 垂水 1080 番地	浅田 康功

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

其村土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）

退任理事

津市一志町其村 526 番地	池山 勝
〃 〃 〃 529 番地	海津 幹雄
〃 〃 〃 579 番地	松岡 定男
〃 須ヶ瀬町 1536 番地	宮下 侖
〃 一志町其村 563 番地	池山 允敏
〃 〃 〃 570 番地	山口 正美
〃 久居井戸町 2730 番地	黒宮 俊行

退任監事

津市一志町其村 597 番地	松岡 伸一
〃 須ヶ瀬町 1637 番地	前葉 将

就任理事

津市一志町其村 570 番地	山口 正美
〃 〃 〃 579 番地	松岡 定男
〃 須ヶ瀬町 1551 番地 1	杉山 政善
〃 一志町其村 597 番地	池山 允敏
〃 〃 高野 1964 番地 38	宮本 政春
〃 〃 其村 566 番地 5	杉岡 英男
〃 〃 〃 538 番地	池山 莊太郎

就任監事

津市一志町其村 597 番地	松岡 伸一
〃 須ヶ瀬町 1536 番地	宮下 侖

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

町屋川沿岸土地改良区（桑名市和泉 667）

退任理事

桑名市大字安永 2 丁目 1061

〃 大字和泉 130

〃 大字福江 165

〃 大字大貝須 160

〃 大字小貝須 838-3

〃 〃 113

〃 大字東野 20

〃 大字地藏 246

〃 大字立田町 196-2

〃 大字太平町 63-3

三重郡朝日町大字縄生 1983-2

〃 〃 〃 718

〃 〃 〃 2096-5

〃 〃 大字柿 563-5

〃 〃 大字縄生 742

〃 川越町大字当新田 281

〃 〃 大字亀須新田 443

〃 〃 大字当新田 284-1

〃 〃 大字亀尾新田 47

〃 〃 大字亀崎新田 3-3

退任監事

桑名市大字小泉 15

三重郡川越町大字縄生 206

〃 朝日町大字縄生 1927-1

桑名市大字萱町 57-1

就任理事

桑名市大字安永 2 丁目 1061

〃 大字和泉 179

〃 大字福江 165

〃 大字大貝須 4

〃 大字小貝須 833

〃 〃 113

〃 大字東野 20

〃 大字地藏 196-3

〃 大字立田町 219

〃 大字福岡町 260

三重郡朝日町大字縄生 742

〃 〃 〃 718

〃 〃 〃 699

〃 〃 〃 1983-2

〃 〃 大字柿 563-5

〃 川越町大字当新田 281

〃 〃 〃 89

〃 〃 〃 94

〃 〃 大字亀崎新田 47

〃 〃 〃 10-6

服部 二郎  
伊藤 忠文  
佐野 孝次  
栗田 義和  
伊藤 常夫  
中山 征夫  
丹羽 章  
伊藤 新治  
山下 喬己  
宮田 長門  
渡邊 仁  
山本 正人  
田木 紘一  
後藤 菊夫  
山上 良彦  
伊藤 勝  
岡村 与司久  
水越 敏幸  
太田 孝雄  
伊藤 貞義

山下 良弘  
山下 幸雄  
栗田 剛  
平野 正次

服部 二郎  
伊藤 成和  
佐野 孝次  
村田 政行  
山本文生  
中山 征夫  
丹羽 章  
水谷 榮藏  
宮田 四郎  
伊藤 幹男  
山上 良彦  
山本 正人  
山下 三千夫  
渡邊 仁  
後藤 菊夫  
伊藤 勝三  
後藤 幸三  
水越 定春  
太田 孝雄  
小澤 昭三

## 就任監事

桑名市大字小泉 15

〃 大字萱町 57-1

三重郡朝日町大字繩生 1927-1

〃 川越町大字亀須新田 443

山下 良 弘

平野 正 次

栗田 剛

岡村 与司久

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

長島町土地改良区（桑名市長島町松ヶ島 38 番地）

## 退任理事

桑名市長島町千倉 232 番地

〃 〃 松之木 233 番地

〃 〃 中川 598 番地

〃 〃 間々 162 番地

〃 〃 東殿名 1210 番地

〃 〃 平方 480 番地

〃 〃 西外面 2310 番地

〃 〃 松ヶ島 399 番地

〃 〃 鎌ヶ地 265 番地 1

〃 〃 赤地 39 番地

〃 〃 福豊 872 番地

〃 〃 横満蔵 270 番地

〃 〃 松蔭 1014 番地

〃 〃 〃 492 番地

金森 克 己

伊藤 文 夫

安井 清 茂

伊藤 義 満

伊藤 國 和

伊藤 修

伊藤 重 雄

丹羽 胤 夫

大橋 文 彦

久村 俊 英

水谷 均

花井 勝 弘

岡村 茂

伊藤 直 喜

## 退任監事

桑名市長島町高座 87 番地

〃 〃 西外面 53 番地

〃 〃 葎ヶ須 10 番地

小澤 宣 夫

金森 廣 巳

大平 隆

## 就任理事

桑名市長島町下坂手 58 番地

〃 〃 新所 285 番地

〃 〃 小島 265 番地

〃 〃 間々 216 番地

〃 〃 押付 198 番地 1

〃 〃 平方 480 番地

〃 〃 西外面 2310 番地

〃 〃 松ヶ島 399 番地

〃 〃 葎ヶ須 185 番地

〃 〃 福豊 24 番地

〃 〃 福吉 558 番地

〃 〃 白鷄 371 番地

〃 〃 松蔭 492 番地

〃 〃 〃 56 番地

伊藤 忠 弘

服部 義 和

服部 敏 夫

伊藤 聡

伊藤 正 次

伊藤 修

伊藤 重 雄

丹羽 胤 夫

佐野 善 伸

諸戸 清 士

大橋 康 人

伊藤 和 久

伊藤 直 喜

石垣 孝 史

## 就任監事

桑名市長島町高座 87 番地

〃 〃 西外面 53 番地

〃 〃 赤地 2 番地

小澤 宣 夫

金森 廣 巳

柴田 敏 行

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、札幌土地改良区（四日市市札幌町 379 番地 1）の定款の変更を認可しました。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、漕代土地改良区（松阪市早馬瀬町 86 番地 2）の定款の変更を認可しました。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、明和土地改良区（多気郡明和町大字大淀 595）の定款の変更を認可しました。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 8 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

- 3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項
  - 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。
  - また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。
  - さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第 1 種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成 27 年	平成 28 年
さんま	敷網漁業	若干	(注)
まあじ	中型まき網漁業	5,000 トン	5,000 トン
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	19,000 トン	19,000 トン
	船びき網漁業	8,000 トン	10,000 トン
	定置漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	敷網漁業	若干	若干
	中型まき網漁業	60,000 トン	(注)
	定置漁業	若干	(注)

(注) 平成 28 年のさんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

変更後

- 3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項
  - 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。
  - また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。
  - さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。



第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成27年	平成28年
さんま	敷網漁業	若干	(注)
まあじ	中型まき網漁業	5,000 トン	5,000 トン
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	19,000 トン	24,000 トン
	船びき網漁業	8,000 トン	5,000 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	60,000 トン	(注)
	定置漁業	若干	(注)

(注) 平成28年のさんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成28年6月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年 5月26日	三重郡菰野町大字潤田字東野 508-1 ほか3筆	三重郡菰野町大字福村 64-5 南川土地建設有限会社 代表取締役 南川 範夫
平成28年 5月26日	三重郡菰野町大字潤田字東野 532-5	三重郡菰野町大字福村 64-5 南川土地建設有限会社 代表取締役 南川 範夫

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>